



江戸川区議会議員

き む ら な が と

木村長人

区議会レポート

無所属

第8号

発行・連絡先 / 木村長人事務所
〒134-0088 江戸川区西葛西 1-6-11-202
TEL/FAX 03-5675-5690
E-mail knagato@muji.biglobe.ne.jp

無所属の地方議員として

私はいま無所属の地方議員として活動しております。

思えば、1999年（平成11年）に政党（民主党）の公認候補として当選来、特定の政党に身を置くことの意味を考えさせられ続けた3年間でもありました。地域の問題をまず第一にとらえてきた私にとって、政党の論理をどのように位置づけるべきか、考えこむこともしばしばでした。

例えば、「党としてはこの政策については〇〇と決めたのだから、〇〇という方針で臨んでもらわないと困る」あるいはまた「党は〇〇氏を公認としたのだから、選挙では応援しなさい」など、組織としての協力要請は当然のごとく発生してきました。

しかし、それらの方針と自分や地域の考えとが必ずしも一致してきたわけではありません。その度に、所属政党の方針に反する独自行動に出るか、それとも自分の意思を殺し、党の方針に追従するか、悩んでまいりました。

地方議員とは何でしょうか。地域政治とは何でしょうか。

私はいま、政党に所属していた時期の経験も踏まえ、地方政治に取り組むにあたっては、政党政治の論理はあまり必要ない、と考えています。もちろん、個々の判断で、政党に所属することを基本に政治活動するという姿勢があってもよいでしょう。しかし、地域の政治に携わっていく際には、そうした特定の政党や団体・組織に組することは必須ではないはずです。いえ、むしろ、特定のしがらみを排除するという意味においては、無所属であることの方がよいのではないのでしょうか。

地域の政治に携わる私たち区議会議員にとって第一に大切なことは、所属政党が何であろうと、地域の問題、住民の暮らしをよくすること、日常生活者の視点で区政に取り組んでいくこと、これらへの取り組みの姿勢です。これらへの熱心な取り組みの姿勢こそが

求められているのです。

地域政治においては所属党派は本来的な問題ではないと思います。むしろ、政党の決定に束縛されず、自分自身や地域の声を純粋に区政に届けることができ、また何のしがらみも受けない立場であることこそ、地域政治に携わる者に求められる姿勢ではないでしょうか。その意味で、私は、フットワークの軽い無所属の立場こそ、地域の声の代弁者としての地方議員にはふさわしいのではないかと考えています。

議員報酬の支給方法が日割り計算になりました

2003年（平成15年）の第一回区議会定例会において、「江戸川区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」が可決されました。その内容は、ひとことでは、現在、月割りで支給されてきた議員の報酬を、日割り計算での支給に改めるというものです。

これまで議員の報酬が月割り計算で支給されてきたことにより、一般には理解しがたい現象が生じてまいりました。それは次のようなものです。

江戸川区議会では議員の任期は改選年の5月2日から4年後の5月1日までです。そして、議員報酬が、議員が「その職について当月分から」支給されてきたため、改選年の5月には、前議員と新議員の両者にまる一ヵ月分の報酬が支払われてきたのです。5月2日から区議会議員としての任期をスタートさせる新議員に5月分の報酬が支給されることは理解できるとしても、5月の初日しか職に就いていないことになる前議員もまた5月分の報酬を得るとするのは、やはり不合理なシステムです。

歴史的には、退職金支給の保障制度がない議員職において、その不安定さを補うために、選挙の結果またはその他の理由により離職する議員への保障という意味合いから月割りの支給システムが採用されてきたのだ、という話を側聞したことがあります。もちろん、そうした話が月割り計算を採用してきた理由の全てであるかどうかは分かりません。

しかし、そういった保障という形での一定の配慮であったとしても、それを報酬として支払うというのはやはり矛盾といわざるを得ません。報酬というものは仕事への対価として支払われるものであり、その他の名目で支払われるべきものではありません。ましてや区議会は失業保険を支払うハローワークではありません。

そんな状況下、この月割りという分かりにくいシステムを、日割りという本来あるべき姿に近づけていこうという機運が区議会の中でも高まってまいりました。極めて常識的な見識であり、判断であると思います。

そして、冒頭の「条例」案が、この度の第1回定例会に、議会自らの発議案として提出され、全会一致でまとまったのです。議員報酬の月割りから日割りへという改革は遅きに失した感さえありますが、それでも報酬の支払いを改める条例改正が実現したことを、まず、議会改革の前向きな第一歩であると評価したいと思います。

区議会の中にまだ潜んでいる諸矛盾を改めるべく、今後も地道に取り組んでまいりたいと思います。

2002年6月本会議において、私は代表質問を行いました。以下、質問における区長とのやりとりの抄録です

本会議レポート / 2002年6月議会における代表質問

長期計画について

<長期計画について>

木村 長期計画について質問したい。今定例会には、今後20年の江戸川区の将来像を設計していくための指針ともいえるべき、基本構想案が提出されている。

20年スパンである基本構想、10ヵ年計画である基本計画、そして3ヵ年計画である実施計画。これらからなる江戸川区長期計画には、今回、区長の招集挨拶でも述べられていたとおり、構想の中心として、良き住民性をより高めるための「共に育つ共育」と「理想に向かっての力強い『協働』」が据えられている。

この度の基本構想は、昭和60年に策定された「江戸川区長期計画（豊かな活力と文化のまち）」以来のものであり、概ね2020年を目標年次に据えた江戸川区のまちづくり像を描いている。

そこでは、「創造性豊かな文化はぐくむ 水辺と緑かがやく 安心と活力ある 生きる喜びを実感できる都市」という将来都市像とともに、「はつらつ」「ふれあい」「いきいき」「やすらぎ」「にぎわい」「うるおい」といった6つのまちづくりのための基本目標が掲げられている。基本構想の実現を目指すにあたっては、市民、地域社会、ボランティア、NPOといった多様な主体に、その計画実施における参加機会を提案し、彼らを構想実現に向けての共演者に近づける努力が見られる。

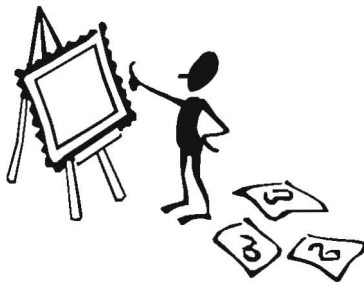
今基本構想案に対する細かい文言上のさらなる要望はあるものの、基本的な理念や包括的な施策への姿勢については評価している。ただ、一点、あえて看板的部分についての注文を申し上げるなら、それは将来都市像としての目標のフレーズについてだ。これは全員協議会においても同僚議員から指摘されていた。

2020年に人口70万人を突破すると予測される本区にとって、その未来への責務と将来課題は多々あると思うが、「創造性豊かな文化はぐくむ」云々で始まる将来都市像の目標はやや欲張りすぎ、総花的な印象を与える。この将来都市像の目標はキャッチフレーズとしては長すぎるし、また覚えやすいフレーズというわけでもない。ゴシックでコンパクトに強調するからには、もっと短く、また韻を踏むフレーズなどの工夫が



あってもよいのではないか。総花的なことは必ずしも悪いわけではないが、一つか二つの目標に焦点を絞った方がわかりやすく、より高い効果を望むことができるのではないか。区長の考えをお聞かせ頂きたい。

区長 長期計画について、将来都市像のキャッチフレーズが長すぎるのではないかというご指摘だが、あれをそのまま基本構想のタイトルにするわけではない。今、冊子を作成している。この基本構想、長期計画のタイトルは、まず主題を「江戸川新世紀デザイン」としたいと思う。そして、副題として「共育 — 共に育つ共育」「協働」「安心への道」、これが書物のタイトルということになるはずだ。区民の方々にはこのようにお示ししたい。



木村 さて、長期計画において20年スパンの基本構想とともに大きな柱を構成するのが、10ヵ年計画にあたる基本計画だ。これは、いわば、基本構想に掲げた将来像を実現させるための基本的施策を体系化した長期的な総合計画である。しかし、この基本計画は10ヵ年にわたる極めて重要な計画の提案であるにもかかわらず、基本構想とは異なり、地方自治法第2条第5項に規定されていないため、我々議会での審議、議決を経る必要がない行政内計画となっている。

今後20年の将来像を描く基本構想が議会にとって重要であるなら、全く同様に、10ヵ年計画である基本計画も議会にとっては大きな関心事であり、重要であることに何ら変わりはない。いや、むしろ、抽象的な理念や政策哲学の羅列に終始する基本構想よりも、具体的な施策の言及に踏み込む基本計画のほうを審議することのほうが、議会にとってはよほど関心がある。

地方議会の議決事件を規定した地方自治法第96条中の第2項には「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる」とある。つまり、普通地方公共団体は、第96条第1項に規定されていない事項についても、議決することが可能であるということを示している。もちろん、江戸川区は普通地方公共団体ではなく、特別地方公共団体だが、これは同法第283条「市に関する規定の適用」中の第1項の規定、つまり「この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第二編及び第四編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する」という規定により、「普通地方公共団体」という文言を「特別区」ないし「特別地方公共団体」と読み替えることができる。

かつては基本計画に関しては首長の先決事項であるという考えが一般的であったが、地方分権の高まりの中で、今は逆に、議会が関与していない事件に関しては条例を制定することによって議決できるという意見の方が増加しつつある。

地方分権推進委員会はその第1次勧告の中で、地方自治法第96条第2項の規定について触れ、地方議会の権限の拡大を後押しする内容を記している。

こうした地方議会の権限意識の高まりは、基本計画の議決権をめぐる、実際にいくつかの地方議会を動かし、中には結果として果実を生み落としたところもある。例えば、三重県の「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」、福島県月館町の「月館町議会の議決すべき事件を定める条例」などである。三重県の「基本的計画の議会議決条例」は昨年3月に成立したばかりだが、同条例においては、前述の地方自治法第96条第2項の規定に基づいて、計画期間が5年を超える県の基本的な計画の策定については、議会が議決すべき事件であると規定した。

議会は行政の監視機能という重要な役割を背負っている。「監視機能」と言っても、それは批判ばかりして対決姿勢を打ち出すということではなく、議論を交える中で、行政と議会とがともにまちづくり政策を作り上げていくという意味での共同参画の姿勢であり、責任遂行のための布石だ。基本計画の議会議決という問題について、まだ議会側としての意思がまとまっているわけではもちろんないが、もし我々議会からのまとまった要望が出た場合、区長はこの問題についてはどのようにお考えになるのか。

区長 議会の議決についてだが、地方自治法が想定しているのは、基本構想は議会に諮って、議会の意思として決めてもらい、それに付随する長期計画は執行機関の決定とするということである。「議会の議決にする」ということの意味は、一つには、その審議の場があるかないかということであり、また、議会の名において決定されたという意味でもある。素直に自治法の規定に従い、基本構想では議会の議決をお願いするが、長期計画はそれをもう少し詳細に砕いたものであり、内容的に異なるものではない。長文になってしまっているが、表現をわかりやすくしたものだ。そういった、内容的な違いがないという意味において、自治法の本則どおりでよいのではないかと私は考えている。しかも、この長期計画については、7名の区議会議員の方々にも審議会に入ってもらい、20回にわたる審議を重ねてきているので、議会の意見を反映させる場は十分あったのではないかと考えている。



平成 15 年度予算が成立

4月1日からスタートする新年度において、私たちの江戸川区が行なうさまざまな施策や事業をまかなっていくための2003年度（平成15年度）予算が成立いたしました。2003年度の予算は一般会計にして1779億円の規模になります。

新年度予算の編成にあたっては次の諸点に重点が置かれました。①「子育てひろば」や「すくすくスクール」開設などをはじめとした未来に向けた人づくり、②学びの場の提供と男女共同参画による共生の文化のまち、③江戸川区が誇る健康と福祉の街づくり、④区

民参加の環境づくりと活力を生み出す産業づくり、そして、⑤都市基盤の整備などによる暮らしやすい街づくり、などです。

さらに、新年度は、新たな長期計画である「えどがわ新世紀デザイン」のスタートの年でもあります。その意味でも、私たち区民にとって一つの節目の年であると言えます。

新長期計画の中では「共育」「協働」という言葉がひとつの大切なコンセプト（考え方）となっています。「共育」「協働」に基づいた、新世紀にふさわしい江戸川区をつくりあげていくためには、区執行部や議会ばかりではなく、広く住民参加を求めた施策の立案と実行が必要となってきます。そのためにも、区民のみなさんが日々の暮らしの中で気づいたり、感じたりした率直な意見や感想を、区や議会にもどんどんと届けて頂きたいと思えます。

木村長人プロフィール

— 略歴 —

- 1964年(昭和39年)生まれ
- 中央大学法学部政治学科 卒業
- 早稲田大学第一文学部哲学科 卒業
- 米国ジョージタウン大学国際関係学部 留学
- 安田火災海上保険株式会社(現・損保ジャパン) 入社
- 東京大学大学院学際情報学府 進学
- 米国下院議員 W.タッカー事務所 インターン
- 衆議院議員田中甲事務所 秘書
- 1999年(平成11年)江戸川区議会議員 初当選
- 江戸川区スポーツダンス協会副会長、江戸川トライアスロン連合副会長

— 議会での役割 —

- 環境区民委員会 委員
- 行財政改革特別委員会 委員

— 趣味 —

- サッカー、ウェイトトレーニング
ダンススポーツ、読書

— ポスティングを手伝って下さるボランティアスタッフを探しています —

☆この区議会レポートで取り上げる内容については、発行・頒布時期あるいは紙面編集の都合上、時期的に相前後する場合があります。次号は夏に発行の予定です。